

2016年日本政府年次報告
「開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約」
(第131号)
(2012年6月1日～2016年5月31日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

(1) 憲法上の規定

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

(2) 適用範囲

前回までの報告中 (i) の (a)

「ただし、特定独立行政法人、国有林野事業の職員については適用される（国家公務員法附則第16条、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第37条第1項第1号）。」

を

「ただし、行政執行法人の職員については適用される（国家公務員法附則第16条、行政執行法人の労働関係に関する法律第37条第1項第1号）。」
に改める。

(3) 適用除外

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない

(4) 関係当事者の注意を喚起する措置

前回までの報告 (a) 中

「最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定を行った場合、厚生労働大臣又は都道府県労働局長（船員に関しては、運輸大臣又は海運局長国土交通大臣又は地方運輸局長）は、公示（官報掲載）の義務を有する（最低賃金法第14条、第19条及び船員の最低賃金に関する省令第8条）。なお、効力の発生は、公示の日から一定の期間を必要とする。

また、最低賃金の適用を受ける使用者も当該最低賃金の概要を、常時作業場の見易い場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとる義務を有する（最低賃金法第8条、船員の最低賃金に関する省令第5条）。

なお、公示事項については、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対して、適当な方法による周知義務が課せられており（最低賃金法施行規則第16条）、関係労使団体等に対して行政官庁から個別に決定内容を通知している。」

を

「最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定を行った場合、厚生労働大臣又は

都道府県労働局長（船員に関しては、国土交通大臣又は地方運輸局長）は、公示（官報掲載）の義務を有する（最低賃金法第14条、第19条、第35条及び船員の最低賃金に関する省令第8条）。なお、効力の発生は、公示の日から一定の期間を必要とする。

また、最低賃金の適用を受ける使用者は、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとる義務を有する（最低賃金法第8条、船員の最低賃金に関する省令第5条）。なお、公示事項については、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対して、適当な方法による周知に努めるものとされており（最低賃金法施行規則第16条）、関係労使団体等に対して行政官庁から個別に決定内容を通知している。」に改める。

前回までの報告（b）中

「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、公示（官報掲載）の義務を有し（家内労働法第12条）、また、公示事項について関係者に周知する義務が課せられている（家内労働法施行規則第29条）。」

を

「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、公示（官報掲載）の義務を有し（家内労働法第12条）、また、公示事項について関係者に周知するように努める義務が課せられている（家内労働法施行規則第29条）。」

に改める。

（5）監督及び処罰に関する措置

前回までの報告中

「最低賃金法及び家内労働法に基づいて決定された最低賃金及び最低工賃の適用にかかる監督に関しては、その事務は労働基準監督署長（船員に関しては、地方運輸局長）及び労働基準監督官（船員に関しては船員労務官）によって行うこととされている（最低賃金法第31条から第34条まで、第35条第2項及び家内労働法第29条から第31条まで）。」

を

「最低賃金法及び家内労働法に基づいて決定された最低賃金及び最低工賃の適用にかかる監督に関しては、その事務は労働基準監督署長（船員に関しては、地方運輸局長）及び労働基準監督官（船員に関しては船員労務官）によって行うこととされている（最低賃金法第31条から第34条まで、第35条第2項及び家内労働法第29条から第32条まで）。」

に改める。

〔第1条〕

1973年報告（1）中の

「また、最低工賃については、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位ごとに定めており、賃金率として表示することはできない。」

を

「また、最低工賃については、最低工賃額は都道府県ごと、かつ、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位ごとに定めており、最低工賃適用家内労働者数（全国計）は、2016年3月現在で20,682人である。」

に改める。

1973年報告（3）口中の

「家内労働法の制定にあたって、前述と同様に家内労働審議会では最低工賃の適用範囲等について十分に審議がなされた。」

を

「家内労働法の制定にあたって、前述と同様に中央家内労働審議会で最低工賃の適用範囲等について十分に審議がなされた。」

に改める。

[第2条]

前回までの報告（1）中

「最低工賃についても、同様の定めがある。」

を

「最低工賃についても、同様の定めがある（家内労働法第14条及び第16条）。」

に改める。

前回までの報告（2）中の

「最低賃金法及び家内労働法に基づいて決定された最低賃金及び最低工賃の適用にかかる監督に関しては、その事務は労働基準監督署長（船員に関しては、地方運輸局長）及び労働基準監督官（船員に関しては船員労務官）によって行うこととされている（最低賃金法第31条から第34条まで、第35条第2項及び家内労働法第29条から第31条まで）。」

を

「最低賃金法及び家内労働法に基づいて決定された最低賃金及び最低工賃の適用にかかる監督に関しては、その事務は労働基準監督署長（船員に関しては、地方運輸局長）及び労働基準監督官（船員に関しては船員労務官）によって行うこととされている（最低賃金法第31条から第34条まで、第35条第2項及び家内労働法第29条から第32条まで）。」

に改める。

[第3条]

前回までの報告中

「最低賃金法第9条第2項には、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。」と規定しており、同条第3項では、「前項の労働者の生計費を考慮するに

当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と規定されている。

を
「①地域別最低賃金は、最低賃金法第9条第2項において、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。」と規定されている。」

に改め、

「船員については、最低賃金法第35条第3項及び第7条で、「船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、船員に適用される特定最低賃金の決定、改正又は廃止の決定をすることができる。」と規定されている。

最低賃金の決定は、これらの要素を総合勘案して行うこととしている。」

を

「②船員については、最低賃金法第35条第3項及び第7条で、「船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、船員に適用される特定最低賃金の決定、改正又は廃止の決定をすることができる。」と規定されている。」最低賃金の決定は、これらの要素を総合勘案して行うこととしている。

に改める。

[第4条]

前回までの報告(1)イ中

「最低工賃については、労働政策審議会又は地方労働政策審議会の審議を経、その意見を尊重して行うこととされており、その構成員は、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織されている。」

を

「最低工賃の決定については、労働政策審議会又は地方労働政策審議会の審議を経、その意見を聴いて行うこととされており、その構成員は、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織されている。」

に改める。

1973年報告(1)口中の

「無効となった賃金は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなすこととしている(最低賃金法第5条第2項)。」

を

「無効となった賃金は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなすこととしている(最低賃金法第4条第2項)。」

に

「最低工賃についても、同様の定めがある。」

を

「最低工賃についても、同様の定めがある（家内労働法第14条及び第16条）。」
に改める。

前回までの報告（1）ハ中

「ハ 最低賃金は、次の2とおりの方法によって決定される。

（イ）労働協約に基づく地域的最低賃金

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が賃金の最低額に関する定を含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意による申請があったときは、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる（最低賃金法第11条）。

（ロ）最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、最低賃金の決定をすることができる。」

を

「ハ 最低賃金は、次の方法によって決定される。

（イ）地域的最低賃金

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない（最低賃金法第10条）。

（ロ）特定最低賃金

労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

当該申出があった場合、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。（最低賃金法第15条）」

に改める。

前回までの報告（1）ニ中

「最低工賃の決定については、家内労働法第8条に「厚生労働大臣又は都道府県

労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は地方労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低賃金を決定し直すことができる」と規定されている。」

を

「最低工賃の決定については、家内労働法第8条に「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は地方労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低賃金を決定し直すことができる」と規定されている。」

に改める。

前回までの報告(2)(a)中の

「最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定を行った場合、厚生労働大臣又は都道府県労働局長(船員に関しては、運輸大臣又は海運局長国土交通大臣又は地方運輸局長)は、公示(官報掲載)の義務を有する(最低賃金法第14条、第19条及び船員の最低賃金に関する省令第8条)。なお、効力の発生は、公示の日から一定の期間を必要とする。

また、最低賃金の適用を受ける使用者も当該最低賃金の概要を、常時作業場の見易い場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとる義務を有する(最低賃金法第8条、船員の最低賃金に関する省令第5条)。

なお、公示事項については、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対して、適当な方法による周知義務が課せられており(最低賃金法施行規則第16条)、関係労使団体等に対して行政官庁から個別に決定内容を通知している。」

を

「最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定を行った場合、厚生労働大臣又は都道府県労働局長(船員に関しては、国土交通大臣又は地方運輸局長)は、公示(官報掲載)の義務を有する(最低賃金法第14条、第19条、第35条及び船員の最低賃金に関する省令第8条)。なお、効力の発生は、公示の日から一定の期間を必要とする。

また、最低賃金の適用を受ける使用者は、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとる義務を有する(最低賃金法第8条、船員の最低賃金に関する省令第5条)。

なお、公示事項については、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対して、適当な方法による周知に努めるものとされており(最低賃金法施行規則第16条)、関係労使団体等に対して行政官庁から個別に決定内容を通知している。」

に改める。

1973年報告(2)(b)中の

「最低賃金について決定又は改正若しくは廃止の決定を行ったときは、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、公示（官報掲載）の義務を有し、また、公示事項について関係者に周知する義務を課せられている（家内労働法第12条）。」

を

「最低賃金について決定又は改正若しくは廃止の決定を行ったときは、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、公示（官報掲載）の義務を有し、また、公示事項について関係者に周知するように努める義務を課せられている（家内労働法第12条）。」

に改める。

[2012年条約勧告適用専門家委員会オブザベーション]

(1) 最低賃金と生活保護費について

最低賃金法第9条第3項にて、「前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」と定められているところであり、最低賃金と生活保護の具体的な比較方法としては、生活保護制度による各種扶助（給付）のうち、飲食物費や被服費、光熱水費などを賄う生活扶助に、住居費を賄う住宅扶助を合わせた額と、地域別最低賃金額に法定労働時間に基づき算出された一月の労働時間を乗じたものから社会保険料等を控除した額とを比較し、その整合性に配慮して行うものである。

この比較方法によれば、2016年度現在において、全国47都道府県において最低賃金が生活保護の水準を下回っている状況は解消されている。

(2) 都道府県別の最低賃金額について

我が国は、地域によって、労働者の生活費、労働者の賃金、通常の事業の支払能力等に違いがあることから、全国一律に決めるのではなく、地域の実情に応じた最低賃金額を決めているところである。こうした最低賃金制度のあり方については、公式報告書として取りまとめたものはないが、公労使の三者からなる審議会において、一定の期間毎に議論がなされている。

(3) 最低賃金審議会の労働者代表について

最低賃金審議会の労働者及び使用者を代表する委員の任命に当たっては、最低賃金法第23条に基づき、労働者団体及び使用者団体に対し、最低賃金審議会委員の候補者の推薦を求める公示を行い、推薦のあった方の中から総合的に勘案し、公正な任命を行っている。

[2012年条約勧告適用専門家委員会ダイレクトリクエスト]

(1) 国家公務員制度改革について

日本政府が2011年6月3日、第177回国会に提出した、人事院勧告制度及び人事院を廃止し、一般職の非現業国家公務員へ協約締結権を付与することを内容とする法案（以下「国家公務員制度改革関連四法案」という。）は、2012年

の第 180 回国会の衆議院にて審議が行われた後、第 181 回国会に継続審議となっていたが、2012 年 11 月 16 日に衆議院が解散されたため、廃案となった。

その後、2012 年 12 月 16 日に行われた衆議院議員総選挙の結果、民主党政権にかわって、人事院勧告制度の尊重を主張する自民党及び公明党による新政権が発足した。

新政権発足後、稲田朋美公務員制度改革担当大臣の下、2013 年 2 月以降 8 回にわたり、「今後の公務員制度改革の在り方に関する意見交換会」を実施した。2013 年 6 月 28 日に全閣僚で構成する国家公務員制度改革推進本部で「今後の公務員制度改革について」（以下「本部決定」という。）を決定し、公務員制度改革の今後の方針を定めた。日本政府は、本部決定に沿って、新たな国家公務員法等の一部を改正する法律案を立案し 2013 年 11 月 5 日、第 185 回国会に提出した。

この法案は、衆議院で審議が進められたが、第 186 回国会の継続審議となり、2014 年 3 月 14 日に、衆議院において、与党である自民党・公明党、また、2011 年に国家公務員制度改革関連四法案を提出した時の与党であった民主党の賛成により修正可決され、参議院で 2014 年 4 月 11 日に可決され、成立した。

国家公務員法等の一部を改正する法律（以下「国公法等改正法」という。）により、国家公務員の人事管理に関連する制度について企画立案等を担う内閣人事局が設置された一方、人事院は引き続き人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担い、そのために必要な事務を行うこととされた。国公法等改正法は、国家公務員制度改革関連四法案に盛り込まれていた、人事院勧告制度及び人事院を廃止し、一般職の非現業国家公務員へ協約締結権を付与することは内容としていない。その理由は、2011 年の国家公務員制度改革関連四法案に盛り込まれていた内容は、同法案が廃案になった経緯やその後の状況・環境の変化を踏まえれば、多岐にわたる課題があり、いまだ国民の理解を得られておらず、引き続き慎重に検討する必要があるためである。

2014 年 4 月に国公法等改正法が成立し、内閣人事局が発足した以降も、一般職の国家公務員の給与については、法律に基づいて定められ、給与改定は、政府が、民間準拠を基本に行われている人事院勧告制度を尊重する基本姿勢に立って、国政全般との関連につき検討の上方針を決定し、最終的には、法律として、国民の代表で構成される国会で決定される。具体的には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）等により適正な給与水準が確保されるよう措置されている。実際に、2014 年及び 2015 年の給与改定も人事院勧告のとおり実施しており、人事院の労働基本権制約の代償措置の確保には支障が生じていない。

（2）漁業船員の最低賃金について（別紙参照）

我が国の船員法上の全ての漁船員は、最低賃金法が適用されており、最低賃金を決定しかつ随時調整することができる機関として、交通政策審議会が設置され、関係労使団体の代表者が平等な立場で十分な協議が行われることから、ILO 第 131 号条約を満たしている。

しかしながら、連合の意見にあるとおり、漁業者の多くは、最低賃金額が定められていない状況にある。

これは、実際の最賃額を設定するにあたり、関係労使の合意が得られた漁業業種から順次行っている状況にあることによる。

このような状況の中、2016年、関係労使の合意が得られ、36年ぶりとなる最低賃金の設定漁業業種の拡大（近海かつお一本釣漁業、遠洋かつお一本釣漁業、近海まぐろはえ縄漁業）に対する最低賃金額の設定に向けて努めているところ。今後も、全漁業種への最低賃金額の設定へ向け、関係労使と調整しつつ、検討を行う。

3. 質問Ⅲについて

〔第5条〕

(1) 関係行政機関

前回までの報告(1)中「労働省」を「厚生労働省」に

「委託者に最低工賃に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は同様に申告することができる。委託者に最低工賃に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は同様に申告することができる。」

を

「委託者に最低工賃に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は同様に申告することができる。」

に

「最低工賃についても、同様のことが定められている。」

を

「最低工賃についても、同様のことが定められている。(家内労働法第34条及び第36条)。」

に改める。

(2) 前回までの報告(2)中、「2012年3月31日現在、9地方運輸局、1運輸監理部、33運輸支局及び18海事事務所並びに沖縄総合事務局に、181名の船員労務官が配置されている。」を「2016年3月31日現在、9地方運輸局、1運輸監理部、33運輸支局及び18海事事務所並びに沖縄総合事務局に、181名の船員労務官が配置されている。」に改める。

(3) 前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

(4) 2011年における労働基準監督官が実施した臨検監督の件数、臨検監督時に認められた法律違反及び送致件数は以下のとおり。

		2015
最低賃金法	監督件数	133,116
	第4条違反件数	3,211
	第4条送致件数	14
家内労働法第	監督件数	170

	第 14 条違反件数	38
	第 14 条送致件数	0

2012年4月1日から2015年3月31日までに船員労務官が監査した船舶及び事業場の数は、13,751件であったが、最低賃金法の違反は発見されなかった。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

5. 質問Ⅴについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおりである。

(使用者団体) 一般社団法人日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

船員の最低賃金決定状況

2015年3月末日 現在

		適用船員数 (人)		金額 (月給) (円)	
		職員	部員	職員	部員
中央 決定分	内航鋼船運航業	17,231	4,765	245,150 (228,700)	186,550 (177,250)
	海上旅客運送業	1,736	2,223	242,050 (187,950)	180,600
	遠洋まぐろ漁業		1,201	199,300(1人歩船員)	
	大型いかつり漁業		8	203,300(1人歩船員)	
地方 決定分	内航鋼船運航業 及び木船運航業	3,490	941	245,450～244,200 (228,700～227,750) はしけ長 245,150	186,850～185,000 (177,250～175,850)
	海上旅客運送業	2,120	978	242,050～240,100	180,600～171,870
	沖合底びき網漁業		2,292	199,300～180,200(1人歩船員) ※180,200(1人歩船員)	
	大中型まき網漁業		2,653	199,100～186,000(1人歩船員) ※183,100～173,050(1人歩船員)	

- (注)1. 内航鋼船運航業及び木船運航業の職員は、若年船員とそれ以外の船員とに区分され、()内が若年船員である。
2. 内航鋼船運航業及び木船運航業の部員は、経験3年以上と3年未満とに区分され、()内が経験3年未満の者である。
3. 海上旅客運送業の職員は、事務部職員とそれ以外の職員とに区分され、()内が事務部職員である。
4. ※印は、地域別最低賃金である。
5. 「1人歩船員」とは、雇用契約において、報酬の全部又は一部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たり基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。